

第三百一十回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第三号

平成六年十二月九日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

- 委員長 鈴木 宗男君
- 委員 金田 英行君
- 理事 松田 忠洋君
- 理事 仲村 正治君
- 理事 上原 康助君
- 粕谷 茂君
- 小平 忠正君
- 鉢呂 吉雄君
- 古堅 実吉君
- 委員外の出席者

- 理事 西銘 順治君
- 理事 長内 順一君
- 理事 矢上 雅義君
- 石井 啓一君
- 広野ただし君
- 荒井 聰君
- 員 長内 順一君
- 員 仲村 正治君
- 員 矢上 雅義君
- 員 上原 康助君
- 員 古堅 実吉君
- 特別委員会第一調査室長 松本 圭右君

十一月二十四日

沖繩県における駐留軍用地の返還及び跡地利用促進のための特別措置法の制定に関する陳情書外一件(那覇市泉崎一の二)沖繩県議会内儀間光男外一名(第一八八号)

沖繩の基地撤去等に関する陳情書(那覇市古島一一九の一狩俣信子)(第一八九号)

北方領土の早期復帰に関する陳情書外一件(兵庫県宝塚市東洋町一の一宝塚市議院内藤本勝巳外一名(第一九〇号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
閉会中審査に関する件

第二類第六号 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第三号 平成六年十二月九日

沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案(上原康助君外八名提出、第二百二十九回国会衆法第一二二号)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。
第二百二十九回国会、上原康助君外八名提出、沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。上原康助君。

沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○上原議員 私は、日本社会党・護憲民主連合、改革、新党さきがけ及び日本共産党を代表し、ただいま議題となりました沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案について、提案理由とその概要を御説明いたします。

冷戦崩壊後の世界情勢は、東西対立から協調へと移行し、新たな国際秩序の構築が模索されつつあります。このような大きな時代変化の中にあつて、国土面積のわずか〇・六%にすぎない沖繩県に、依然、全国の米軍専用基地の実に七五%が、冷戦時代と変わりなく、小さい狭い沖繩に集中しているのは不自然であります。

政府は、第一次、第二次及び第三次沖繩振興開発計画において、沖繩の米軍基地の早期の整理縮小とその跡地の有効利用を図るための施策の推進を掲げてまいりましたが、復帰後、返還された基地面積は復帰時の約一五%にとどまっております。

地の返還はほとんど進展しておりません。沖繩県におけるこのような米軍基地の存在は、望ましい都市形成や交通体系の整備並びに産業基盤の整備など、地域の振興開発と県土の均衡ある発展を図る上で、大きな障害となつております。

加えて、返還軍用地の多くが有効利用されないまま長期開放置かれ、遊休化しているのをごいします。この長期の間、地権者に対する損失補償がなされていないことはゆゆしき問題であると言わねばなりません。

したがって、政府は、沖繩における広大な駐留軍用地の存在を十分に認識の上、駐留軍用地を計画的に返還し、跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進していくための特別措置を積極的に講ずるべきであります。

これが、本案を提案する主な理由であります。次に、法案の概要について御説明いたします。

第一に、国の責務についてであります。

国は、駐留軍用地の整理縮小の促進に努めるとともに、駐留軍用地を計画的に返還し、駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な措置を講じなければならないこととしております。

第二に、返還実施計画についてであります。

国は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画を定め、計画的な返還に努めなければならないこととしております。

第三に、駐留軍用地を返還する場合の措置についてであります。

国は、駐留軍用地を返還する場合においては、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう必要な措置を講ずることとしております。

また、国は、駐留軍用地を返還する場合におい

て、当該駐留軍用地において土地区画整理事業、土地改良事業等を実施しようとする者があるときは、その者の申し出により、当該土地を原状に回復する等の措置を講じないでその所有者に返還することができるとし、その駐留軍用地跡地の所有者に対しては、当該土地の返還日の翌日以後三年を超えない範囲内において政令で定める期間につき、国が当該土地に支払っていた賃借料を基準として政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならないこととしております。

第四に、市町村総合整備計画及び県総合整備計画についてであります。

アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地または駐留軍用地跡地を総合的に整備する必要があると認めるときは市町村総合整備計画を、また、広域の見地から総合的に整備する必要があると認めるときは県総合整備計画を定めることができることとしております。

第五に、国の負担または補助の割合の特例等についてであります。

総合整備計画に基づく事業のうち政令で定めるものに要する経費について、国が負担し、または補助する割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができるとし、その他の総合整備計画に基づいて行う事業で政令で定めるものに要する経費については、国は、沖繩県及び関係市町村その他の者に對して、予算の範囲内で、その全部または一部を補助することができることとしております。

そのほか、駐留軍用地の調査及び測量、駐留軍用地跡利用基金並びに国有財産の譲与等について定め、それぞれ必要な措置を講ずることとしております。

なお、附則で、この法律は、平成七年四月一日から施行することとしているほか、関係法律の整

理等について定めることとしております。

以上が本法案の提案理由及びその概要であります。以上が本法案の提案理由及びその概要であります。以上が本法案の提案理由及びその概要であります。

なお、一言申し述べさせていただきます。なお、一言申し述べさせていただきます。なお、一言申し述べさせていただきます。

委員長におかれましては、その経緯等もごしん委員長におかれましては、その経緯等もごしん委員長におかれましては、その経緯等もごしん

○鈴木委員長 ただいまの提案理由の説明につき委員長として一言申し上げます。

○鈴木委員長 この際、御報告申し上げます。今国会、本委員会に参考送付されました陳情書は、沖縄県における駐留軍用地の返還及び跡地利用促進のための特別措置法の制定に関する陳情書外二件であります。

○鈴木委員長 次に、閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。第百二十九回国会、上原康助君外八名提出、沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案及び

沖繩及び北方問題に関する件の両案件について、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、本日は、これにて散会いたします。午前十時九分散会

沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案 沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案 軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法

(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 駐留軍用地 沖縄県の区域内において、駐留軍(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。)の用に供されている土地をいう。

二 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間にあってアメリカ合衆国が沖縄県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以降沖縄県の区域内において駐留軍の用に供されていた土地で当該土地の所有者に返還されているものをいう。

三 関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。 (国の責務) 第三条 国は、駐留軍用地の整理縮小の促進に努めるとともに、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な措置を講じなければならない。

第四条 沖縄県及び関係市町村は、この法律に基づき施策を円滑に実施するものとする。 (駐留軍用地の所有者等の協力) 第五条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者(これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第十条の市町村総合整備計画及び第十一条の県総合整備計画(以下単に「総合整備計画」という。)に即して有効かつ合理的

に利用されるよう努めるものとする。 (返還実施計画) 第六条 国は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画(以下「返還実施計画」という。)を定め、計画的な返還に努めなければならない。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 駐留軍用地の返還に係る区域 二 駐留軍用地の返還の時期 三 駐留軍用地の返還に際し講ずる措置 四 その他政令で定める事項

3 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならない。 4 関係市町村の長は、返還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聴かなければならない。

5 国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。 6 前三項の規定は、返還実施計画の変更について準用する。 (駐留軍用地を返還する場合の措置) 第七条 国は、駐留軍用地を返還する場合においては、当該土地について、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)が異議を述べたときは、この限りでない。

2 国は、前項の措置を講じようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴くものとする。 第八条 国は、駐留軍用地を返還する場合におい

て、当該駐留軍用地において土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、土地改良事業（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業をいう。以下同じ。）その他政令で定める事業を施行しようとする者があるときは、その者の申出により、当該土地を原状に回復せず、かつ、前条第一項の規定による措置を講じないでその所有者に返還することができる。ただし、国は、当該土地の上に存在する工作物の撤去その他これらの事業が円滑に施行されるために必要な措置を講じて返還しなければならない。

2 国は、前項の規定により返還された駐留軍用地跡地の所有者に対し、当該土地の返還日の翌日以後三年を超えない範囲内において政令で定める期間につき、国が当該土地につき支払つていた賃借料（当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）により使用されたものであるときは、同法第十四条の規定により適用する土地取用法（昭和二十六年法律第百十九号）第七十二条に規定する補償金の額）を基準として政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。

（調査及び測量）
第九条 国は、沖繩県知事又は関係市町村の長が総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、当該調査及び測量が円滑に行われるよう必要な援助をしなければならない。

（都市計画法等による処分についての配慮）
第十四条 国の行政機関の長又は沖繩県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地（これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。次条において同じ。）を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。

2 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 地域の総合整備に関する基本的方針に関する事項
二 交通通信体系の整備に関する事項
三 生活環境の整備に関する事項
四 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項
五 自然環境の保全及び回復に関する事項
六 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認められる事項

3 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）の意見を聴くとともに、沖繩県知事に協議しなければならない。
4 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めるときは、遅滞なく、これを沖繩県知事に報告するとともに、公表しなければならない。
5 沖繩県知事は、前項の規定により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとする。

6 前三項の規定は、市町村総合整備計画の変更について準用する。
（原総合整備計画）
第十二条 沖繩県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、前条第二項各号に掲げる事項について原総合整備計画を定めることができる。

2 沖繩県知事は、原総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、原総合整備計画に係る土地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）の意見を聴かなければならない。

（都市計画法等による処分についての配慮）
第十四条 国の行政機関の長又は沖繩県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地において総合整備計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）その他の法律の規定による区域の指定、計画の決定その他の処分について適切な配慮をするものとする。

（駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置）
第十五条 国は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理事業、土地改良事業その他政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
（駐留軍用地跡地利用基金）
第十六条 国は、関係市町村及び土地開発公社に対して総合整備計画に基づく事業を実施するために必要な公共用地の取得に要する資金の貸付け等を行うため沖繩県が基金を設置するときは、当該基金の設置に関し必要な財政上の措置を講ずるものとする。
（国有財産の譲与等）
第十七条 国は、沖繩県、関係市町村その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「関係地方公共団体等」という。）が総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。以下同じ。）を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

（総合整備計画と他の計画との関係）
第十二条 総合整備計画は、沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）による沖繩振興開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、沖繩県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に関する基本構想に適合するよう定められなければならない。
（国の負担又は補助の割合の特例等）
第十三条 総合整備計画に基づく事業のうち政令で定めるものに要する経費については、国が負担し、又は補助する割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

2 国は、前項の規定の適用を受ける事業のほか、総合整備計画に基づいて行う事業で政令で定めるものに要する経費については、沖繩県及び関係市町村その他の者に對して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

（都市計画法等による処分についての配慮）
第十四条 国の行政機関の長又は沖繩県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地において総合整備計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）その他の法律の規定による区域の指定、計画の決定その他の処分について適切な配慮をするものとする。

（都市計画法等による処分についての配慮）
第十四条 国の行政機関の長又は沖繩県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地において総合整備計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）その他の法律の規定による区域の指定、計画の決定その他の処分について適切な配慮をするものとする。

（都市計画法等による処分についての配慮）
第十四条 国の行政機関の長又は沖繩県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地において総合整備計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）その他の法律の規定による区域の指定、計画の決定その他の処分について適切な配慮をするものとする。

（都市計画法等による処分についての配慮）
第十四条 国の行政機関の長又は沖繩県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地において総合整備計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）その他の法律の規定による区域の指定、計画の決定その他の処分について適切な配慮をするものとする。

（都市計画法等による処分についての配慮）
第十四条 国の行政機関の長又は沖繩県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地において総合整備計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）その他の法律の規定による区域の指定、計画の決定その他の処分について適切な配慮をするものとする。

アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の区域内に所在する国有林野その他の国有財産の活用について適切な配慮をするものとする。
(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

(国の負担等に関する規定の適用)

2 第十三条の規定は、平成七年度分の事業(平成六年度分の事業で翌年度に繰り越されたものを除くものとし、総合整備計画の決定前に実施されたものを含むものとする。)に係る経費に対する国の負担金又は補助金から適用する。
(防衛庁設置法の一部改正)

3 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法(平成六年法律第 号)第六六条の規定による返還実施計画の策定及び同法第七条から第九条までの規定による措置に関する事。

(沖縄開発庁設置法の一部改正)

4 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法(平成六年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関の所掌事務に属するものを除く。)

理由

駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規

模に存在する沖縄県の特長事情にかんがみ、沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資するため、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約六十三億円の見込みである。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第二号中正誤

ページ 段 行 誤 正
六六 一 一 〇 〇 蓄舎 蓄舎
六 四 二 電源地 震源地
二 四 末 六 火災救助 災害救助